

## 本委員会の会議の進め方について

本委員会の所掌事務は、野田市鈴木貫太郎記念館建設準備委員会設置要綱第2条の規定により、「委員会は、記念館再建のために必要な協議を行うものとする。」となっています。

具体的には、本委員会において、次の手順で建設基本構想の策定をお願いするものです。

課題の整理

↓

基本構想（素案）の策定

↓

パブリックコメント手続き

↓

基本構想策定

課題の整理については、課題相互に関係がありますので、事務局で整理できたものから、審議いただきます。